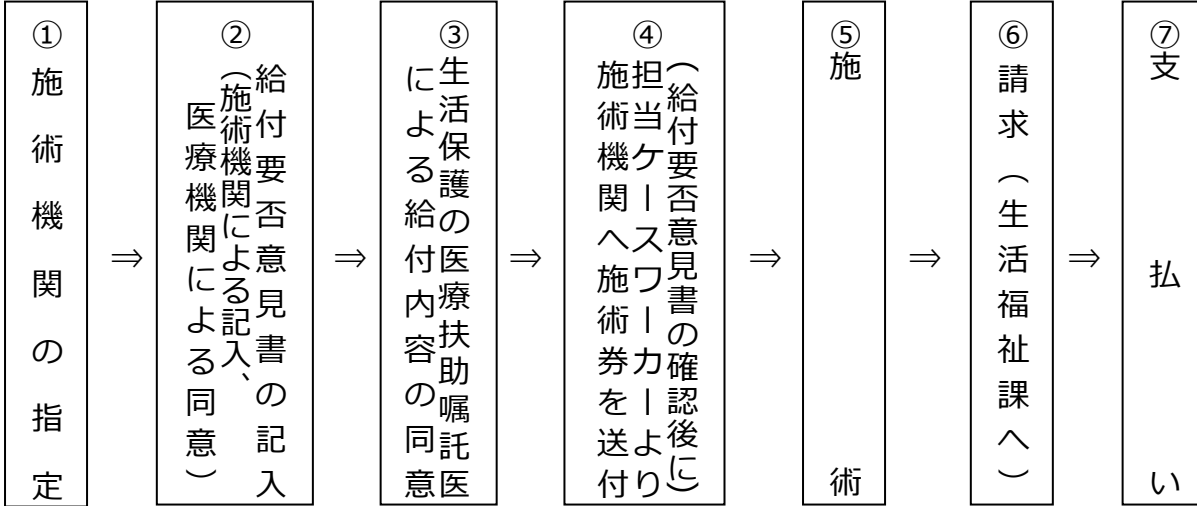


生活保護受給者の施術機関の利用について

生活保護受給者（中国残留邦人等の支援給付受給者含む。以下「被保護者」という。）が施術機関を利用する際は、施術機関が生活保護法等指定施術機関となる必要があります。

◎通常の流れ



※要否意見書の承認期間内は、最長3か月（あん摩・マッサージ及びはり・きゅうは6か月）です。
期間内は、④～⑦の処理になります。
承認期間以降も引き続き施術を必要とするときは、②からの処理が、期間更新ごとに必要です。